

# 平成28年1月から 『個人番号カード』の交付が始まります



マイナンバー  
マイナンバーキャラクター  
「マイナちゃん」

## 『個人番号カード』とは

『個人番号カード』は、マイナンバーを記載した書類を提出する場合や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードです。交付手数料は、当面の間無料です（本人の責による再発行の場合を除く）。

## 『個人番号カード』を希望する方は 申請が必要です

平成27年10月から届く通知カードに『個人番号カード』の申請書が添付されています。『個人番号カード』を希望する方は、申請書に必要事項を記入の上、顔写真を貼り、同封の返信用封筒で郵送してください。また、スマートフォンによるWEB申請もできます。（詳しくは、通知カードに同封されているパンフレットをご覧ください。）

申請された方には、平成28年1月以降に町から交付通知書を送付します。交付通知書と通知カード、運転免許証など本人確認書類をお持ちの上、町民福祉課までお越しください。



表



裏

## マイナンバー制度に伴う町からのお知らせ

### ○住民基本台帳カードの発行が終了します

住民基本台帳カードの発行が平成27年12月28日に終了します。カードをお持ちの方は、カード表面に記載されている有効期限までは利用できます。「個人番号カード」と「住民基本台帳カード」を同時に持つことはできません。「個人番号カード」を交付する際に「住民基本台帳カード」を回収させていただきます。

### ○電子証明書の発行が終了します

住民基本台帳カードを利用した電子証明書の取得が平成27年12月22日午後5時に終了します。それまでに取得した電子証明書は、電子証明書の取得日から3年間利用することができます。

なお、平成28年1月以降、電子証明書のご利用を新たに希望される方は「個人番号カード」の交付を受けてください。

### 《問合せ》

- ・マイナンバーに関すること
- ・通知カード、個人番号カードに関すること

マイナンバーコールセンター【☎0570-20-0178】  
マイナンバーコールセンター【☎0570-783-578】  
町民福祉課町民係【☎35-1224】

# 上里スマートインターチェンジ開通日決定!

10月20日(火)、上里スマートIC地区協議会が開催され、上里スマートICの開通日が下記のとおり決定しました。



開通に向けて工事が進んでいます

**開通日**  
平成27年12月20日(日) 午後3時～

上里スマートIC案内標識の設置について  
上里スマートICへの案内ルートに単柱標識や標識板の設置および修正を開通日に向けて準備しております。  
施工業者…高富産業株式会社

問合せ…まち整備環境課建設管理係【☎35-1226】

## 新コミュニティバス(仮称)車両ラッピングデザイン・愛称決定!

平成28年3月運行開始予定の新コミュニティバスの車両ラッピングデザインおよび愛称について募集したところ、たくさんの方に応募いただきました。これらの作品の中から、厳正な審査を行い、右のとおり受賞作品を決定しました。

今後は3月運行開始に向け、作品をもとに準備を進めてまいります。

問合せ…総合政策課総合政策係【☎35-1238】

応募作品 車両ラッピングデザイン：31点/愛称：33点  
最優秀賞

車両ラッピングデザイン：上里町在住 堀 未空さん

愛称：上里町在住 黒澤 未来さん

作品名「こむぎっち号」

※デザインの作品は、町ホームページに掲載しています。  
※同一の愛称の応募が複数あったため、募集要領をもとに抽選を行った結果、黒澤さんが最優秀賞に選ばれました。

## 下水道無料相談会

上下水道課と上里町下水道指定工事店による個別相談会を開催します。

日時…11月29日(日)、午前9時～午後3時

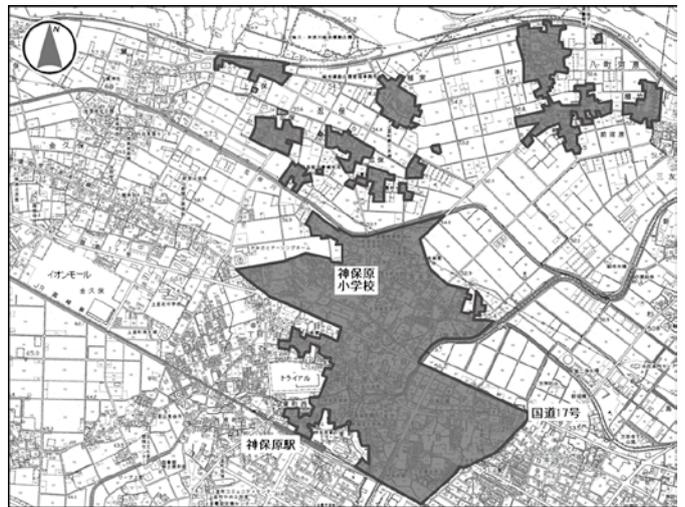
会場…町役場4階・大会議室

※庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

主な相談内容

- ・受益者負担金、融資あっせん
- ・利子補給について
- ・工事費、工事期間
- ・供用区域、補助金の対象期間について

問合せ…上下水道課下水道係【☎35-1228】

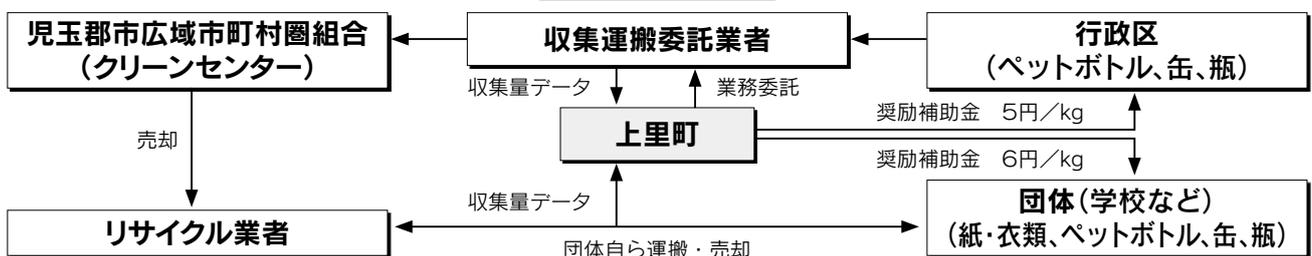


下水道を使用できる区域

## 資源ごみの分別収集にご協力ください 問合せ…まち整備環境課生活環境係【☎35-1226】

町では、廃棄物の資源化、減量化をはかるため、行政区および資源ごみの集団回収を実施している団体に対し奨励補助金を交付しています。生活環境の保全のため、資源ごみの分別収集にご協力をお願いします。

### 資源ごみの流れ





# 『配偶者控除・扶養控除について』

**Q** 私には、パート収入があった妻と、アルバイト収入があった大学生(20歳)の子どもがいます。受けられる控除について教えてください。

**A** 税法上では、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除は次のように決められています。あなたの配偶者と子どもの収入が扶養範囲内で、条件にあてはまる場合は、あなたは控除を受けることができます。

**□配偶者控除・配偶者特別控除**  
 配偶者のいる人は、「配偶者控除」または「配偶者特別控除」を受けることができます。配偶者のパート・アルバイト収入や給与が103万円以下の場合には「配偶者控除」、103万円超141万円未満の場合には「配偶者特別控除」の対象になり、右表の条件に全てあてはまる場合に控除を受けることができます。

条件	配	配特
平成27年12月31日現在で生計を一にしている (平成28年度(27年分)の申告の場合)	○	○
配偶者は青色や白色の事業専従者ではない	○	○
あなたの合計所得金額は1,000万円以下 (あなたの収入が給与だけの場合は1,231万5,790円以下)	△	○
ほかの人の扶養親族になっていない	○	○

※「配」は配偶者控除、「配特」は配偶者特別控除をさします。

**(控除額)**

控除の種類	配偶者の合計所得金額	給与・パート収入	控除額 (住民税)	控除額 (所得税)
配偶者控除	38万円以下	103万円以下	33万円	38万円
配偶者特別控除	38万円超40万円未満	103万円超 105万円未満	33万円	38万円
	40万円超45万円未満	105万円以上110万円未満	33万円	36万円
	45万円超50万円未満	110万円以上115万円未満	31万円	31万円
	50万円超55万円未満	115万円以上120万円未満	26万円	26万円
	55万円超60万円未満	120万円以上125万円未満	21万円	21万円
	60万円超65万円未満	125万円以上130万円未満	16万円	16万円
	65万円超70万円未満	130万円以上135万円未満	11万円	11万円
	70万円超75万円未満	135万円以上140万円未満	6万円	6万円
	75万円超76万円未満	140万円以上141万円未満	3万円	3万円
	76万円以上	141万円以上	0円	0円

※所得金額・収入は、平成28年度(27年分)の申告の場合、平成27年1月1日から12月31日までの1年間の金額となります。  
 ※配偶者控除で、配偶者が70歳以上のときの控除額は、住民税38万円(所得税48万円)です。(年齢は、平成28年度(27年分)の申告の場合、平成27年12月31日現在の年齢でみます。)

**□扶養控除**  
 子ども・両親・親族(6親等内の血族。3親等内の姻族)を養っており、右表の条件に全てあてはまる人は、「扶養控除」を受けることができます。

条件
配偶者以外で16歳以上の6親等内の血族および3親等内の姻族
平成27年12月31日現在で生計を一にしている(平成28年度(27年分)の申告の場合)
扶養親族の合計所得金額は38万円以下
青色や白色の事業専従者ではない
あなた以外の人の扶養親族や控除対象配偶者になっていない

※0歳から15歳までの扶養親族については、扶養控除を受けることができませんが、住民税の非課税限度額等の算定には16歳未満の方の人数も含めた扶養親族の人数が用いられるため、申告の際には16歳未満の扶養親族の記入を忘れないようご注意ください。

**(控除額)** 扶養控除の金額は家族の年齢や同居の有無などによって異なります。

年齢	控除の種類	控除額 (住民税)	控除額 (所得税)
0歳~15歳	年少扶養親族	0円	0円
16歳~18歳および23歳~69歳	一般の扶養親族	33万円	38万円
19歳~22歳	特定扶養親族	45万円	63万円
70歳以上	同居老親等	45万円	58万円
	同居老親等以外の老人扶養親族	38万円	48万円

※年齢は、平成28年度(27年分)の申告の場合、平成27年12月31日現在の年齢でみます。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

## 本庄税務署からのお知らせ

### ○平成27年分所得税の白色申告決算説明会

対象者	開催日時	会場
営業・不動産所得を有する方	12月10日(木)・11日(金) 午前10時～正午	本庄市民文化会館 第三会議室 (本庄市北堀 1422-3)
農業所得を有する方	12月10日(木) 午後2時～4時	

※会場は駐車場が狭いため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

### ○平成27年分所得税の青色申告決算説明会

対象者	開催日時	会場
営業・不動産所得を有する方	12月3日(木)・8日(火)・9日(水) 午前10時～正午	本庄市民文化会館 第三会議室 (本庄市北堀 1422-3)
農業所得を有する方	12月3日(木)・8日(火)・9日(水) 午後2時～4時	

問合せ…本庄税務署個人課税部門【☎22-2114】

### ○平成27年分所得税の年末調整説明会

開催日	開催時間	会場	対象地区
11月19日(木)	午前10時～正午	本庄商工会議所 会館大ホール (本庄市朝日町 3-1-35)	上里町 本庄市
	午後2時～4時		

問合せ…本庄税務署【☎22-2111】

**税を考える週間 11月11日(水)～17日(火)**  
**地方税＝地<sup>ほう</sup>豊税**  
 ～地方税は地方を豊かにする税です～

## 取り壊したはずの建物に 固定資産税は課税されていませんか？

すでに建物を取り壊した方、平成27年中に取り壊す予定の方は、登記の有無にかかわらず『建物滅失申告』を届け出てください。

### ■申告方法

「建物滅失申告書」(税務課窓口を設置)に必要な事項を記入の上、税務課資産税係へ提出してください。固定資産税課税明細書(納税通知書に添付)等で建物が特定できる場合は、電話でも受付できます。

※申告のあった建物については、税務課職員が現地へ確認に伺います。

### ■申告期限

**12月18日(金)まで**

※平成27年中に取り壊した証明ができない場合は、平成28年度も課税対象となります。期限までに申告をお願いします。

問合せ…税務課資産税係【☎35-1220(内線1111～1114)】

## 埼玉県最低賃金が改定

埼玉県最低賃金が平成27年10月1日から**時間額820円**に改定されました。なお、特定の産業については別途産業別最低賃金が適用されます。詳細は、埼玉労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

問合せ…埼玉労働局賃金室【☎048-600-6205】

## 口座振替キャンペーン実施中！

町税の納付を口座振替に切り替えると**500円分の上里町共通商品券をプレゼント**。  
 該当要件・対象者など詳しくは広報6月号をご覧ください。

今がチャンス！  
11月まで！

### 納税推進コールセンターを開設しています

町では、町税が未納の方へ、委託民間会社から電話で早期の納付を呼びかけています。電話では必ず「上里町納税推進コールセンターの〇〇です」と名乗り、納め忘れの税目、期別、税額などを確認します。

### コールセンターでは次のようなことは行いません

- ①直接現金を取りに伺う
- ②金融機関や口座を指定し、振込みを依頼する
- ③ATMによる振込み操作を指示する

### 納税相談窓口 休日開庁 夜間開庁のお知らせ

#### ◆11月の開庁日

- 休日(午前8時30分～正午) **11月8日(日)**
- 夜間(午後8時まで) **11月25日(水)**

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

固定資産税4期と国民健康保険税第5期の納期限は11月30日(月)です。税金のお納めには便利な口座振替をご利用ください。



窓口・問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121～1125)】